

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則新旧対照条文 目次

一 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年十二月十四日経済産業省・環境省令第十号）
1

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年十二月十四日経済産業省・環境省令第十三号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成十三年十二月十四日経済産業省・環境省令第十三号）</p> <p>（用語及び種類）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第二条～第十一条 （略）</p> <p>第十二条 （都道府県知事による回収量等の主務大臣への通知）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>（第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合）</p> <p>第十二条の二 法第五十条第一項ただし書の規定による第一種フロン類再生業は、次により行うものとする。</p> <p>一 フロン類の充填に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から自らが回収す</p>	<p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年十二月十四日経済産業省・環境省令第十三号）</p> <p>（用語及び種類）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「法」という。）及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）において使用する用語の例による。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第二条～第十一条 （略）</p> <p>第十二条 （都道府県知事による回収量等の主務大臣への通知）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>（新規）</p>

るフロン類又は第一種特定製品から自らが回収するフロン類であつて、自ら保有する分析機器を使用すること若しくは十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されているフロン類について、フロン類の再生を行うこと（フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であつて、法第四十六条第一項の主務省令で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的として回収を行う場合を除く。次号において同じ。）。

二 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。

三 フロン類の再生の用に供する設備（次項に規定するものに限る。）の適正な使用方法に従つて、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。

2 法第五十条第一項ただし書に規定する主務省令で定めるものは、フロン類の再生の用に供する設備のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。

二 可搬式のものであること。

三 供給口及び排出口を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること（安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。）。

四 再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことができるものであること。

(第一種フロン類再生業者の許可の申請)

第十二条の三 法第五十条第二項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン類再生業者の許可の申請をしようとする者は、様式第四の二による申請書に次に掲げる資料を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

二 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面

三 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類

四 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類

五 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画

六 申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類

七 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第五十一条第二号各号に該当しないことを説明する書類

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により、同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けられないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準)

第十二条の四 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準は、次のとおり

とする。

一 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できる構造であること。

二 再生をしたフロン類を大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造を備えていること。

三 再生をされなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。以下同じ。）について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合（第一種フロン類再生業者がフロン類破壊業者である場合であつて、当該第一種フロン類再生業者が自ら当該再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合を含む。第十二条の六第一号ニにおいて同じ。）に、大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造その他の大気中に排出することなく適切に引き渡すために必要な構造を備えていること。

四 ろ過機、蒸留装置その他のフロン類と混和している不純物を除去するための装置又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置を備えていること。

五 第一種フロン類再生施設等が、使用及び管理の方法を実行するために必要な計測装置を備えていること。

六 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物（不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。第十二条の六第三号及び第五号において同じ。）の濃度について確認するために必要な分析機器を備えていること。ただし、十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託する場合は、この限りでない。

七 申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及

び管理の方法を實行できるものであること。

（第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準）

第十二条の五 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準は、第一種フロン類再生施設等において再生をすることのできるフロン類の量が再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画に照らし適切であることとする。

（第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準）

第十二条の六 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

一 第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、フロン類を大気中に排出することなく、再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できるよう、次に掲げる事項について、適切に定められていること。

イ 運転方法

ロ フロン類の供給方法

ハ 再生をしたフロン類の捕集方法

ニ 再生をされなかったフロン類の処理方法（再生をされなかったフロン類について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合の当該フロン類の捕集方法その他の引渡しの方法をいう。次号において同じ。）

ホ 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

ヘ 保守点検の方法

二 前号の運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法及び保守点検の方法を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定期的に確認することとされていること。

三 再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度について、自ら保有する分析機器を使用すること又は十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより適切に確認することとされていること。

四 前二号の確認により第一種フロン類再生施設等の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。

五 再生をしたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合には、当該譲渡の相手方に当該譲渡に係る再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果をあらかじめ通知することとされていること。

六 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

(フロン類破壊業者の許可の申請)

第十三条 (略)

一〇五 (略)

2 (略)

(フロン類破壊業者の許可の申請)

第十三条 (略)

一〇五 (略)

2 (略)

